

改正

平成19年4月1日

平成20年4月1日

平成29年4月1日要綱第17号

平成29年5月1日要綱第35号

平成31年4月1日要綱第48号

令和2年4月1日要綱第53号

令和4年4月1日要綱第87号

令和5年4月1日要綱第25号

令和8年4月1日要綱第26号

岩国市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内で岩国市浄化槽設置整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、岩国市補助金等交付規則（平成18年規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であって、次のアからウまでの要件を全て満たすものをいう。
 - ア 法第4条第2項の構造基準に適合したものであること。
 - イ 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上であること。
 - ウ 浄化槽からの放流水のBODの日間平均値が1リットル当たり20ミリグラム以下であること。
- (2) みなし浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) くみ取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にし尿をくみ取って処分する便槽（泡又は少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取る便槽を含む。）をいう。
- (4) 雨水貯留槽 住宅の敷地内に降った雨水を貯留する槽をいう。
- (5) 住宅 居住の用に供する建物（延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する兼用住宅を含む。）をいう。
- (6) 離島 柱島、端島及び黒島をいう。
- (7) 宅内配管工事 浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ますの設置及び住宅の敷地内の放流管の設置に係る工事をいう。
- (8) 更新 既に設置されている浄化槽（以下「既設浄化槽」という。）を撤去し、新

たに浄化槽を設置することをいう。

(9) 転換 みなし浄化槽又はくみ取り便槽を浄化槽に切り替えることをいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業は、市長が別に定める区域内において、住宅に処理対象人員10人以下の浄化槽を設置し、又は更新を行う事業であって、次のいずれかの工事を行うものとする。

(1) 浄化槽の設置に伴うみなし浄化槽、くみ取り便槽又は既設浄化槽を撤去するための工事

(2) 転換に伴う宅内配管工事

(3) みなし浄化槽を転用して雨水貯留槽に再利用するための工事

2 前項の更新は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 浄化槽の設置の届出をした日から起算して25年以上経過していること。

(2) 法に定められた浄化槽の維持管理（保守点検・清掃・法定検査）を補助金の申請（以下「交付申請」という。）をした日（以下「申請日」という。）から遡って3年以上継続して実施しており、かつ、法に基づく山口県等からの指導等を遵守していること。

(3) 老朽化に伴う劣化又は破損が認められ、技術的な要因又は経済的な要因から、補修等を行うより更新を行うことが合理的であると認められること。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者

(2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの

(3) 市長が定める期間内に浄化槽を設置することができない者

(4) 賃貸又は販売の目的で浄化槽付住宅を建築（改築を含む。以下同じ。）する者

(5) 市税を滞納している者

(6) 汚水処理の改善につながらない浄化槽を設置する者

(7) 大規模な住宅団地の開発により集団的に整備された個別住宅に造り付けとなる浄化槽を設置する者

4 前項の規定にかかわらず、災害に伴い必要となった家屋の建て替えに伴う浄化槽の設置又は故障に伴う更新を行うときその他市長が特に必要があると認めるときは、補助の対象となる事業とする。

(補助交付額)

第4条 補助金の交付額は、別表第1左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に対する補助金の交付額は、別表第1左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額に当該各号に定める額を加算した額を限度とする。ただし、宅内配管工事が家屋の構造を変化させる増改築工事の一環として行われ、家屋の新築と同等とみなされる場合は、第4号の規定による加算は行わないものとする。

- (1) みなし浄化槽を撤去し、新たに浄化槽を設置する者 15万円
- (2) くみ取り便槽を撤去し、新たに浄化槽を設置する者 12万円
- (3) 更新に伴い既設浄化槽を撤去する者 15万円
- (4) 転換に伴う宅内配管工事を行う者 33万円
- (5) みなし浄化槽を転用して雨水貯留槽に再利用するための工事を行う者 12万円
- (6) 離島において浄化槽を設置する者 30万円

3 第1項の規定にかかわらず、令和5年度から令和12年度までの間に限り、岩国市汚水処理施設整備構想(令和4年4月策定)において、公共下水道整備区域の見直しにより、汚水処理方法を公共下水道から浄化槽に変更した区域については、別表第2左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額を加算した額を限度とする。

4 前3項の規定による補助金の額にそれぞれ1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、岩国市浄化槽設置整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し、又は建築確認済証及びし尿浄化槽調書の写し
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (4) 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)に適合することを証する書類
- (5) 市税完納証明書又はそれにかわるもの
- (6) みなし浄化槽、くみ取り便槽又は既設浄化槽の配置図、配管図及び現況写真(みなし浄化槽、くみ取り便槽又は既設浄化槽を撤去する場合に限る。)
- (7) し尿及び生活雑排水の配管図、現況写真(転換に伴う宅内配管工事を行う場合に限る。)
- (8) 雨水貯留槽の配置図、配管図及び現況写真(みなし浄化槽を転用して雨水貯留槽に再利用する場合に限る。)
- (9) 申請日から遡って直近3年間の法定検査結果書等(更新を行う場合に限る。)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、交付申請があつたときは、前条に規定する申請書等の審査を行い、適当と認める場合は、岩国市浄化槽設置整備事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

2 市長は、前項の審査の結果適当でないと認めた場合は、補助金の不交付を決定し、岩国市浄化槽設置整備事業費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業完了後1か月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに岩国市浄化槽設置整備事業費補助金実績報告書(様式第4

号)に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類)
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し(法第7条第1項に規定する設置後等の水質検査(以下「7条検査」という。))及び初回分の法第11条第1項に規定する定期検査(以下「11条検査」という。))の手数料払込を証明する書類)
- (3) 浄化槽の設置工事が適正に行われたことが明らかとなる着工前、工事中の各工程及び完成後の写真
- (4) みなし浄化槽、くみ取り便槽又は既設浄化槽に係る処分状況の写真、清掃費の請求書又は領収書の写し及び産業廃棄物管理票(マニフェストE票の写し)(みなし浄化槽、くみ取り便槽又は既設浄化槽を撤去する場合に限る。)
- (5) 宅内配管工事状況の写真(転換に伴う宅内配管工事を行う場合に限る。)
- (6) 雨水貯留槽の工事状況の写真(みなし浄化槽を転用して雨水貯留槽に再利用する場合に限る。)
- (7) 船舶への積込み、船舶からの荷卸し及び運搬状況の写真(離島において浄化槽を設置する場合に限る。)
- (8) その他市長が必要と認める書類
(補助金の請求及び交付)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、岩国市浄化槽設置整備事業費補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。
(工事の確認)

第9条 市長は、補助事業適正な執行を確認するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。
(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日要綱第17号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月1日要綱第35号)

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日要綱第48号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日要綱第53号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和４年４月１日要綱第87号）
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年４月１日要綱第25号）
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和８年４月１日要綱第26号）
この要綱は、令和８年４月１日から施行し、令和８年度分の補助金から適用する。

別表第１（第４条関係）

人槽区分	限度額
５人槽	332,000円
６～７人槽	414,000円
８～10人槽	548,000円

別表第２（第４条関係）

人槽区分	限度額
５人槽	274,000円
６～７人槽	343,000円
８～10人槽	452,000円